



島根県報

平成16年 6 月18日 (金)
第 1,582 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示		
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(健康福祉総務課)	1
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の廃止	(")	1
換地処分	(農村整備課)	2
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(経営支援課)	2
国土調査の指定	(用地対策課)	3
道路の供用開始	(道路維持課)	3
電線共同溝整備道路の指定	(")	3
公 告		
平成16年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験の実施	(高齢者福祉課)	4
正 誤		
平成15年12月16日付け島根県報第1,531号中	(港湾空港課)	5

告 示

島根県告示第645号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成16年 6 月18日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
勝部外科医院	出雲市塩冶町1521 1	平成16年 5 月 1 日
野上医院	那賀郡三隅町大字三隅1303	平成16年 6 月 1 日
井野地区診療所	那賀郡三隅町井野二777 1	平成16年 6 月 1 日

島根県告示第646号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成16年 6 月18日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
勝部外科医院	出雲市塩冶町1521	平成16年 4 月30日

野上医院	那賀郡三隅町大字三隅1439 3	平成16年6月1日
------	------------------	-----------

島根県告示第647号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成16年6月3日付けで県営土地改良事業に係る鹿足（日原）地区相撲ヶ原工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成16年6月18日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第648号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成16年6月18日

島根県知事 澄田信義

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロックショッピングセンター大田 島根県大田市長久町土江字八石646 2外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

ロック開発株式会社 代表取締役 横田稔弘 東京都千代田区神田佐久間河岸67

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

代表取締役 松尾茂和

(変更後)

代表取締役 横田稔弘

イ 変更の年月日

平成16年5月21日

2 届出年月日 平成16年6月4日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

大田市商工観光課（大田市大田町大田口1111番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名又は名称及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容
 オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第649号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第 6 条第 3 項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第 5 項の規定により告示する。

平成16年 6 月18日

島根県知事 澄 田 信 義

国土調査として指定した年月日	調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
平成16年 6 月 9 日	石見町	町西地区	告示の日から平成17年 3 月31日まで
平成16年 6 月 9 日	松江市	東川津 地区 東川津 地区	告示の日から平成17年 3 月31日まで

島根県告示第650号

道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木事業所において一般の縦覧に供する。

平成16年 6 月18日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始年月日	管轄する土木事業所の名称	備 考
一般国道	187号	鹿足郡柿木村大字柿木1307番 1 地先から同大字1303番 6 地先まで	メートル 175.50	平成16年 6 月18日	益 田 土 木 建 築 事 務 所 津 和 野 土 木 事 業 所	

島根県告示第651号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第39号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成16年 6 月18日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路 線 名	区 間	上り線又は下り線の別	指 定 年月日
県 道	萩津和野線	鹿足郡津和野町大字後田口197番地先から同大字口293番地先まで	上下線	平成16年 6 月18日

"	出雲市停車場線	出雲市今市町708番1地先から同町116番2地先まで	"	"
---	---------	----------------------------	---	---

公 告

平成16年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施する。

平成16年6月18日

島根県知事 澄 田 信 義

1 試験の日時

- (1) 試験日 平成16年10月24日(日)
- (2) 試験開始時刻 午前10時

2 試験会場

試験地	試 験 会 場 (所在地)
松 江 市	島根大学 (松江市西川津町1060)
浜 田 市	県立浜田高等学校 (浜田市黒川町3749)

3 受験資格

受験日において介護支援専門員に関する省令(平成10年厚生省令第53号)第1条に規定する業務従事期間要件を満たし、欠格事由に該当しない者であること。

4 試験の内容等

(1) 内容及び方法

次の事項につき筆記試験により行う。

- ア 介護保険制度に関する基礎的知識
- イ 要介護認定及び要支援認定に関する基礎的知識及び技能
- ウ 居宅サービス計画及び施設サービス計画に関する基礎的知識及び技能
- エ 保健医療サービス及び福祉サービスに関する基礎的知識及び技能

(2) 試験問題の解答の免除

次の表の左欄に掲げる法定資格を取得している者については、それぞれ次表の右欄に掲げる分野の試験問題の解答を免除する。

法 定 資 格	解 答 免 除
医師、歯科医師	保健医療サービスの知識(基礎・総合)
薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、栄養士(管理栄養士)、義肢装具士、言語聴覚士、歯科衛生士、視能訓練士、柔道整復師	保健医療サービスの知識(基礎)
社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士	福祉サービスの知識

なお、 から までの法定資格を重複して取得している者については、それぞれの分野の解答を免除する。

5 受験申込みに必要な書類等

- (1) 平成16年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書
- (2) 平成16年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験受験票
- (3) 実務経験(見込)証明書

実務経験証明者と本人が同一の場合は、開業許可書、認可書、届出書、業務委託契約書等の実務経験を有することを客観的に証明できる書類の写しを添付すること。

また、見込証明となる者は、平成16年11月4日(木)までに改めて実務経験証明書を提出すること。この実務経験証明書が期限までに提出されない場合は、受験資格を満たさなかったものとして、受験は無効とする。

(4) 受験資格に応じて提出する書類

ア 国家資格等の免許等の写し

イ 社会福祉主事任用資格の取得が確認できる書類(大学の成績証明書等)

ウ 訪問介護員養成研修2級課程又はこれに相当する研修を修了したことが確認できる書類(研修の修了証書の写し等)

エ その他受験資格を確認するために必要な書類

6 受験手数料

7,000円に相当する額の島根県収入証紙を受験申込書の所定の欄に貼り付けること。(収入証紙には消印をしないこと。)

7 受験申込受付期間及び提出先

(1) 受付期間

ア 平成16年8月2日(月)から平成16年8月20日(金)まで

イ 封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、必ず簡易書留にて郵送する。

(8月20日までの消印のあるものに限り受け付ける。)

(2) 受験申込書の送付先

〒690 8501 島根県松江市殿町1番地 島根県健康福祉部高齢者福祉課

8 受験票の交付

受験票は郵送により交付する。試験日の10日前までに届かない場合は、島根県健康福祉部高齢者福祉課に問い合わせること。

9 受験申込書等の請求

受験の手引、受験申込書等は、島根県健康福祉部高齢者福祉課、各健康福祉センター、隠岐支庁健康福祉局又は保健所各支所で交付する。

なお、郵送で請求する場合は、封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きし、島根県健康福祉部高齢者福祉課あてに270円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦33cm×横24cm)で郵便番号、住所、氏名を記入したものを同封し請求すること。

10 合格者の発表

受験者全員に郵送により可否を通知する。

11 その他

(1) 交通手段

試験会場及びその周辺での駐車はできないので、バス等の公共交通機関を利用すること。

(2) 介護支援専門員実務研修

本試験の合格者を対象に行われる介護支援専門員実務研修については、別途案内する。

(3) 問い合わせ先

この試験についての問い合わせは、島根県健康福祉部高齢者福祉課(電話0852 22 6522)にすること。

正

誤

平成15年12月16日付け島根県報第1,531号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

四	四	ページ
下	上	段
始めから一	終わりから一	行
同村大字来居一七五 四番地	同村大字来居一 七五一 一番地	誤
同村字八サリ石一七 五四 二番地	同村字八坪ヶ谷一 七五一 一番地	正